

參考答案
〔民事訴訟法〕

<p>第1 設問1・二重起訴の禁止について</p> <p>1 第2訴訟は二重起訴として、民訴法142条により不適法にならないか。</p> <p>2 (1) 民訴法142条は、訴訟経済、矛盾判断の防止、二重訴訟を強いられる後訴被告の不利益の防止という趣旨から定められた規定であるから、「裁判所に係属する事件」(事件の同一性)とは、①当事者の同一性及び②訴訟物の同一性により判断される。ここで、訴訟物の同一性とは、前記趣旨から、訴訟物たる実体法上の権利または法律関係が同一であることをいい、訴訟形式の同一性までは不要である。</p> <p>(2) 本問において、第1訴訟・第2訴訟ともに、①X及びY2を当事者とし、②X・Y2間の連帯保証債務の存否が審理の対象となっているから、事件の同一性が認められる。</p> <p>3 (1) しかし、重複訴訟が禁止される理由は前記趣旨のとおりであり、別訴の提起がなされても同一の訴訟手続で審理されるのであれば、その趣旨に反しないから重複訴訟には当たらないと考えるべきである。</p> <p>(2) 本問において、第2訴訟は反訴であり、本訴たる第1訴訟と併合審理されるから民訴法142条の趣旨に反しない。したがって、第2訴訟は、同条により禁止される訴えに該当しない。</p> <p>4 よって、第2訴訟の提起は、適法である。</p>	<p>第2 設問1・債務不存確認訴訟と反訴の関係</p> <p>1 第2訴訟の提起により第1訴訟の訴えの利益が後発的に消滅して第1訴訟が却下されないか。</p> <p>2 第1訴訟は、債務不存確認訴訟であるが確認訴訟における確認の対象は論理的には無限定であるため、訴訟資源の有効活用及び応訴負担を強いられる被告の不利益の観点から、本案判決をするのに適切な訴えを選別する必要がある。</p> <p>そこで、確認の訴えには、確認の利益が必要であるとされ、①方法選択の適否、②対象選択の適否、③即時確定の必要性、④被告選択の適否の観点から原告の求める確認判決をすることが有効・適切であるか判断され、確認の利益がない場合には、訴えが却下される。</p> <p>3 本問において、Y2は、第1訴訟の提起時には、Y2が消滅済みと考える連帯保証債務についてXが存在を主張している。それゆえ、Y2が相手方Xを被告として(④)、現在の法律関係について(②)、判決による解決を求める必要性が認められ(③)、Y2には債務不存を確認を求める以外に争訟を解決する方法がない(①)から確認の利益が認められる。したがって、第1訴訟は、その提起時においては、適法な訴えであったといえる。</p> <p>4 しかし、第2訴訟の提起により、第1訴訟は、紛争解決の方法として妥当性(①)を欠き、確認の利益が後発的になくなると考える。</p>
--	---

